平成２８年（フ）第１１７８号
神奈川県海老名市東柏ケ谷３丁目19番26号　エイムフルあさぎ303
破産者　石田　範良
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２７９号
横浜市港北区日吉本町３丁目７番２号　サンメゾン108
破産者　内海　則之
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８号
新潟県十日町市本町東１丁目721番地
破産者　佐野　惠一
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
金沢市松島２丁目228番地　セレクション松島310号、住民票上の住所金沢市千杉町ト32番地１
破産者　新田　　勝
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６２号
滋賀県近江八幡市本町四丁目17番地、前住所滋賀県守山市川田町1617番地７
破産者　赤帽幸尚商事こと　奥村　幸彦
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１７号
和歌山県田辺市上の山２丁目11番43号、前住所和歌山県日高郡みなべ町山内355番地66
破産者　山本　貴信
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第３４７号
広島市安佐北区可部南５丁目14番20―403号
破産者　三洋住宅塗装こと　馬野　康弘
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０３号
愛媛県四国中央市土居町津根3540番地
破産者　近藤　安文
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１０５号
愛媛県四国中央市土居町津根3540番地
破産者　近藤　大介
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１０６号
愛媛県四国中央市土居町津根3540番地、前住所愛媛県四国中央市上柏町73番地９
破産者　近藤　竜治
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第８０号
長野県須坂市大字八重森237番地２
破産者　宮下　佳巳
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
山梨県北杜市高根町村山北割1595番地107　上の原住宅　Ｂ―203号
破産者　鈴木　　誠
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
静岡県裾野市平松146番地、前住所静岡県富士宮市小泉281番地の５
破産者　中川　公博
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２０２６号
札幌市東区北34条東１丁目２番40―206号
破産者　吉川　栄子
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３３号
東京都葛飾区西新小岩１―２―５ユニオン新小岩ビル304号、開始決定時の住所札幌市豊平区豊平１条６丁目１番７―201号
破産者　諸戸　竜大
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７２５号
札幌市厚別区大谷地東７丁目５番５―107号
破産者　藤原　邦央
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７９３号
札幌市東区北30条東14丁目２―15　ＡＬＴＥ元町202、住民票上の住所札幌市東区苗穂町５丁目２番21号
破産者　矢崎　洋司
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７８号
青森県平川市町居西田５番地　アップルグリーンハイツ201号
破産者　相馬美穂子
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部